平成２７年（フ）第４３１号
兵庫県尼崎市浜田町２丁目95番地　ハイエスト浜田町207号、破産手続開始決定時の住所兵庫県尼崎市浜田町２丁目70番地
破産者　山下　和人
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４９４号
兵庫県芦屋市高浜町２番２―1411号
破産者　横地　　崇
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５１０号
兵庫県西宮市山口町中野474番地14
破産者　太田　　徹
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５３５号
兵庫県西宮市柳本町１番13―205号
破産者　松浦光峰こと　文　　光峰
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５３６号
兵庫県西宮市柳本町１番13―205号
破産者　松浦玉子こと　玄　　玉善
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９号
兵庫県宍粟市山崎町元山崎129番地４
破産者　荒堀　　大
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第２６４号
奈良県生駒市門前町８―26―501、住民票上の住所奈良県生駒市ひかりが丘３丁目２番15号
破産者　児島菜穂美
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２１０号
香川県高松市一宮町334―11、住民票上の住所香川県高松市一宮町398番地６
破産者　吉田里香子（旧姓熊野）
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２６９号
宮崎市江平東町１番地14
破産者　**齋藤**　秀徳
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２９１号
宮崎市中西町228番地３
破産者　鬼塚　雄次
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２９４号
宮崎県児湯郡新富町富田北２丁目21番地　セジュール山西11　202号、前住所宮崎県児湯郡新富町富田南３丁目７番地１
破産者　井上　雄太
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４７５号
福岡市中央区谷２丁目１番25号
破産者　柿本　国男
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２３６号
福岡市博多区堅粕１丁目１番２―712号
破産者　橋本美千弥
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４１６号
福岡県糸島市井原578番地１
破産者　田中　京子
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４１７号
福岡県糸島市井原578番地１
破産者　田中イツエ
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４１８号
福岡県糸島市井原578番地１
破産者　田中　光輝
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５３２号
福岡県春日市小倉１丁目５番地　白水店舗Ｃ
破産者　安陪　耕二
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７６１号
福岡市東区松島３丁目１番34号
破産者　橋本　義広
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９６３号
福岡県大野城市横峰１丁目２番27号　セントラル22―201号
破産者　池田　英昭
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部